

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 112

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.112

全北海道教職員組合

2020.1.21

変形労働制規則等について、道教委と1回目の交渉③

勤務時間の割振りは「9時間」までが原則 しかし、1日8時間労働を崩すこと自体が大問題

●勤務時間の割振りは、業務量を考慮した限定的な扱いとすることを求める

1年単位の変形労働時間制は、1日の勤務時間を最大10時間まで延長できる制度です。道教委が示した人事委員会規則案は、制度を活用した場合の勤務時間について「1日につき7時間45分以上で9時間を超えない範囲内で割り振るものとする」としており、国の規定よりも厳しい制限をかけています。しかし「教育委員会が業務の運営を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない」ともしており、最大10時間までの勤務ができるようになっています。

交渉では、①9時間を超える長時間の割振りは、極めて限定的な運用となるよう厳しい制限を盛り込むべきであることについて、また、②9時間までの割振りについても、業務量を考慮した限定的な扱いとするべきであることについて、道教委の考えを質しました。

《道教委の回答》

- ①職員の健康及び福祉の確保の観点などから、原則9時間を超えない取扱いとしたいと考えており、「教育委員会が業務の運営を考慮して必要があると認める場合」は極めて限定的なものと考えている。そのため、道立学校を対象とした本制度の運用に係る要領については、1日の勤務時間は9時間を超えて割り振ることができないよう規定する予定。
- ②本制度は、業務量を勘案せずに9時間まで勤務時間を延長するものではなく、業務量を適切に勘案した上で、必要な勤務時間を割り振るものであることについて、周知徹底してまいる。

●勤務時間は「9時間」までを原則とし、業務量を適切に勘案して設定する

道教委が、国の規定よりも厳しい「9時間」までを原則としたこと、9時間までの割振りについても「業務量を適切に勘案」するものとしたことは、これまで、私たちが、1日8時間労働の大原則を壊す制度の問題点を厳しく指摘し続けてきたことを一定受け止めたものです。

市町村教委に対しても、これらの確認事項は周知徹底するとしており、道内全ての学校で、管理職の都合などにより、業務量に関係なく恣意的に運用することはできません。

しかしながら、労基法上、使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけないこととされており、それを超えて労働させること自体が、教育職員に過重な負担を強いるものです。10時間はダメだけれども、9時間までなら延長してもOKということにはなりません。改めて、制度導入を見送るよう、道教委には強く求めています。